

船舶事故等調査報告書

平成27年2月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第144号
事故等種類	運航不能（電源喪失）
発生日時	平成26年9月27日（土） 08時25分ごろ
発生場所	愛知県南知多町中洲漁港西方沖 南知多町所在の豊浜港中洲西防波堤灯台から真方位270°400m付近 （概位 北緯34°42.5′ 東経136°54.9′）
事故等調査の経過	平成26年10月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、長さ2.1m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、中洲漁港西方沖において、釣りをしながら漂泊中、離岸流に圧流されて船外機が‘のり養殖施設のロープ’（以下「本件ロープ」という。）に当たって停船した。</p> <p>操縦者は、本件ロープから離脱しようと思ひ、船外機を後進にかけたが効果なく、立ち上がって本件ロープを引いたところ、平成26年9月27日08時25分ごろ、バランスを崩して右舷船尾から落水した。</p> <p>本船は、操縦者が本件ロープを引いた際に船体が右舷側に傾いて海水が流入し、船外機前部の台に置かれていたバッテリーが、船内に滞留した海水中に落下した。</p> <p>操縦者は、海面から本船に上がってバケツで排水作業を行った後、船外機を始動しようとしたが、バッテリーが放電して船外機の運転ができなくなっていることに気付き、携帯電話で海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、付近で操業をしていた漁船にえい航されて中洲漁港に入港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期、海水温度 約22～23℃</p>
その他の事項	<p>本船は、バッテリーを電源とする電動の船外機を装備していた。</p> <p>バッテリーは、船外機前部の台に固定されていなかった。</p> <p>船長は、オールを使用して本件ロープからの離脱を試みた際、オー</p>

	<p>ルを支える金具を海中に落とし、オールを使用することができなくなった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、中洲漁港西方沖において釣りをしながら漂泊中、船外機前部の台に置かれていたバッテリーが、滞留した海水中に落下したことから、バッテリーが放電し、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、離岸流に圧流されて船外機が本件ロープに当たり、操縦者が本件ロープから離脱しようとして立ち上がって本件ロープを引いた際、船体が右舷側に傾いて海水が流入し、滞留したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、中洲漁港西方沖において釣りをしながら漂泊中、船外機前部の台に置かれていたバッテリーが、滞留した海水中に落下したため、バッテリーが放電し、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボート乗船時、重心移動を伴う動作を行う場合は慎重に行うこと。 ・ バッテリーは、水濡れしない場所に固定しておくこと。 ・ 出力の小さい船外機を装備した船は、潮流の強い場所に近づかないこと。 ・ 携帯電話は、防水型のものを使用するか、又は防水パックに入れておくことが望ましい。